

道路運送法等関係法令違反に対する 命令書等の交付について（改善報告）

令和4年2月2日、四国運輸局香川運輸支局より下記の当社営業所に対する「車両の使用停止命令等」が交付され、当処分に関する内容及び改善措置についてご報告致します。

記

1. 行政処分等対象営業所

本社営業所：香川県小豆郡土庄町甲5873番地10

2. 行政処分等年月日

令和4年2月2日

3. 行政処分等の概要

- (1) 運転者に対する点呼について実施していないものがあった。
道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項、第3項
事業用自動車の使用停止処分（40日車）
- (2) アルコール検知器を常時有効に保持していない。
道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第24条第4項
事業用自動車の使用停止処分（20日車）
- (3) 点呼記録の記載事項に不備がある。
道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
警告
- (4) 運行管理補助者の選解任の届出違反
道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第68
警告

4. 監査日及び監査の端緒

令和3年11月4日 道路運送法 第94条に基づく監査

5. 是正指示発令日

令和3年11月29日

6. 改善等について

令和3年12月23日、香川運輸支局による改善状況確認監査実施しております。
また、令和4年2月15日、違反内容に関して命じられた使用停止処分は、
法令の定めるところによりすでに実施しております。

以上

小豆島交通株式会社
代表取締役社長 中村彰紀